

福島原発事故の責任をめぐる闘い/原発GX法案をめぐる闘い/
子ども甲状腺がん裁判の現段階/汚染処理水を海に流すな

海渡雄一(脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

はじめに 他に安全で合理的な発電方法があれば、脱原発を選択すべき	1
第1 福島原発事故の責任をめぐる闘いー福島原発事故を忘れるなー	2
第2 事故の直前から直後の時期に何が起きていたのか	5
第3 原発 GX 法案をめぐる闘い	10
第4 子ども甲状腺がん裁判の現段階	14
第5 汚染処理水の海洋放出をするな	17
第6 結論	20

はじめに 他に安全で合理的な発電方法があれば、脱原発を選択すべき

2023年4月、ドイツは完全な脱原発を実現しました。日本は福島原発事故を引き起こした当事国であるにもかかわらず、事故から12年がたち、まるで原発事故などなかったかのように、原発再稼働・原発40/60年寿命の破棄・原発新增設・次世代革新炉の開発・原子力規制の独立性も破棄しようとしています。

原子力は、あくまでエネルギーをもたらすだけの技術であり、これを核兵器として利用することは原子力基本法によって禁止されています。原発技術は巨大な危険性を内包しているのですから、それを厳しく規制して安全性を確保できる技術が確立されているとしても、他の発電技術があり、それが経済的にも合理的なものであれば、脱原発こそが当然の政策選択となるべきです。この当然のことを確認したのが、2011年原発事故直後におけるドイツのメルケル首相の下で、脱原発方針を改めて確実なものとした倫理委員会の判断でした。そして、2023年4月には、ドイツは完全な脱原発を実現しています。ドイツで実現できたことが事故の当事国である日本で実現できなかったことは、まことに残念で、恥ずかしくてなりません。

お隣の台湾でも、着実に脱原発の政策が進められています。2022年3月國聖原発2号機を永久閉鎖されました。40年の運転期間を満了したためです。台湾では蔡英文政権の下で立法院が2017年1月、「非核家園(原子力発電のないふるさと)」を2025年までに実現するという方針を電気事業法改正案に盛り込んで可決しました。この方針は2018年11月の公民投票により「2025年まで」という期限は条文から削除されましたが、非核家園を目指す方針はその後も維持されています。建設中だった龍門原発も、馬政権の下で、建設が凍結され、國聖2号機の閉鎖により、台湾で稼働可能な商業炉は馬鞍山原子力発電所の2基(各PWR、約100万kW)のみとなっています。

こうしたなか、岸田政権によって、この12年間の闘いの成果を一気に無にするような、異常な原発推進策が強行されています。なぜ、こんなことになるのでしょうか、私たちの取り組みをふり返り、日本で脱原発を実現するために、いま何が必要なのか、真剣に考え直してみたいと思います。

第1 福島原発事故の責任をめぐる闘いー福島原発事故を忘れるなー

1 福島原発事故は東電役員・国の原子力規制担当の安全意識・責任感の欠如が引き起こした人災であることを確認する

7月13日東電株主代表訴訟について、東京地裁商事部(朝倉佳秀裁判長)が、東電役員4名に13兆3210億円の損害賠償を東京電力に支払うよう命ずる判決を下しました。この事件は、株主が東電に代わって訴えていたもので、賠償金は東京電力に支払われます。

この訴訟は2012年3月の提訴から10年、東京地裁で62回の裁判が開かれました。判決は、役員4名が義務違反によって福島原発事故を発生させ、会社に与えた廃炉、被災者への損害賠償、除染中間貯蔵対策費用のうち既払い分に当たる金額の損害賠償を命ずるものでした。

2 国そのものの崩壊につながりかねない原発事故

判決は、まず、伊方最高裁判決(1992年)を引用し、原発の炉心損傷などの過酷事故はコミュニティの崩壊さらには「国そのものの崩壊につながりかねない」ものであるとし、電力会社にはこのような過酷事故を万が一にも防止すべき義務があったと判示しました。原発事故の深刻さを正面から認めているのです。

3 推本の長期評価には津波対策を基礎づける信頼性がある

政府の地震調査研究推進本部は2002年7月に、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで、過去400年間に3回大規模な津波地震が発生し、このような津波地震が今後30年以内の発生確率が6%程度福島県沖でも発生し得るとする長期評価を公表しました。判決は、この長期評価について「一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有するものであった」ことを認めました。

・地震本部は国として一元的に地震の評価をなすことを目的として設置された機関であること/・地震防災対策を推進するため、主として科学的な知見で地震活動を客観的に評価したものであること/・分科会、部会及び全体委員会という3段階の議論を経て取りまとめられていること/・我が国のトップレベルの地震及び津波の研究者が多数集められていたことなどを根拠としています。

他方で、日本海溝沿いの南北で付加体の存在などが異なるなどの諸見解は、いずれも仮説にすぎず、津波対策の基本とできるものではなかった、東電役員側が自らの主張の根拠としていた土木学会の2002年津波評価技術は、津波の波源を検討したうえでまとめられたものではないとしました。

福島原発事故について国の賠償責任があるかどうか争われ、去る6月16日に言い渡された最高裁判決の多数意見は不思議なことにこの争点について判断を避けています。そして、後述するように、三浦少数意見では、本判決と同じように津波対策を基礎づける信頼性があったことを認めています。

このような明快な判断が示されたのは、刑事裁判における島崎部会長、事務局担当の前田氏、歴史地震研究の第一人者都司氏の証言に加え、株代訴訟では、気象庁の地震火山部長であり、部会の委員であった濱田信生氏が証人採用され、長期評価の結論に異議を申し立てた人は一人もいない、専門家がコンセンサスでまとめた意見は国にも電力にも尊重されるべきだと証言したことが影響しています。

また、判決は、産総研の岡村行信氏の証人調べの結果などにもとづいて、津波堆積物調査に基づく貞観津波の波源モデルを示した佐竹論文の知見についても、津波対策を基礎づける信頼性が認められるとしています。判決は公的機関の見解だけを信頼性があると判断したわけではありません。

4 土木学会に検討を依頼している間に何の対策もしないことは容認できない

そして、被告武藤が、2008年6/7月津波対策の実施を進言した東電の土木グループの提案を退け、津波の評価を土木学会に依頼し(武藤決定)、その評価がまとまるまでの数年間の間、何の対策も講じなかった(本件不作為)ことについて、前者については対策の先送りの疑いはあるが、かろうじて合理性を肯定できるとしても、後者の不作為は原子炉が自然災害へ対応ができていない状態が続くこととなり、これを肯定する余地はないと断罪しました。

判決は、東電土木調査グループの酒井が、他の原子力事業者との打合せにおいて、武藤決定の方針をとることについて、「柏崎刈羽原発が停止している中で福島第一原発及び福島第二原発も停止することになれば、東京電力の経営的にどうなのかという話である」旨を述べたこと、同じく酒井が、同グループの高尾及び金戸に対して送ったメールにおいて、長期評価の見解に言及した後、貞観津波に関連して、「電共研で時間を稼ぐのは厳しくないか」と指摘し、武藤決定について津波対策を講じないための時間稼ぎと受け止めていたこと、また、日本原電内の会議において、武藤決定の方針に関し、「こんな先延ばしでいいのか、なんでこんな判断をするんだ」などの発言が出るなど、批判的な反応があったこと等に照らすと、武藤決定が、東京電力の経営に鑑みて対策を先延ばしにする意図でされたものである疑念も払拭できない」と認定しています。しかし、その点を踏まえても、武藤決定の一定の合理性が否定されるものではないと慎重な判断しているのです。

判決はこのような判断の前提として、東電の土木グループは津波対策を講ずる方針を固め、社内に説明し、2008年2月の御前会議(原子力に関わる会社幹部が集まる重要会議)で社長らにも方針を説明し、3月の耐震バックチェック中間報告時の質疑用にまとめられたQAの中でも推本の長期評価に対応するための津波対策を講ずる方針が説明されていたことなどを認定し、武藤決定自体が、「土木調査グループの説明及び意見に依拠したのではなく、これに反する独自の判断」であったと厳しく指摘しています。

そして、土木学会での検討には数年がかかり、その後防潮堤等の建設などに少なくとも数年かかる状況のもとでは、津波が襲来した場合には過酷事故に直結する可能性が高く、被害は甚大であることから、その対策は優先順位の高い、緊急の重要案件、経営の根幹にも関わる問題であったとしています。そして、このように考えることが、事故後の「後知恵」であるというのであれば、「本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならない、基本的ともいえるべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない」と断罪しています。

原子力担当役員である武黒被告も同年8月に被告武藤から同様の説明を聞いていたとして責任を認めました。

そして、当時の社長清水、会長勝俣についても2009年2月の御前会議において大規模な津波を想定する見解があり、これに他社が対応している事実を照らせば、相応の信頼性を有する者によって津波の可能性が指摘されていることを認識できたとし、津波対策について調査審議して適切な判断をすることができたとなりました。

5 原子力事業者に求められる安全意識や責任感が、根本的に欠如していた

判決は、判断のまとめの部分で、極めて激しい言葉で、東電役員たちの責任を指摘しています。

「本件の経緯を見ると、東京電力では、事故前には万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできる

だけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。」

「保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注 これは土木学会を指している)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。」

「被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。」

そして、被告らがとりえた津波対策としては、大規模な防潮壁等には数年単位の時間がかかったと想定されるが、その対策が完成するまでの間も運転を継続するのであれば、主要建屋と重要機器室の水密化をはかるなどの津波への緊急対策を発想し、これを実施することは可能であり、事故前に対策を完了することができた、そしてそのような対策は事故前に浜岡原発や東海第二原発、JAEA に例が見られることを具体的に指摘しています。

6 東京地裁商事部はどんな審理をしたのか

東京地裁商事部は、主要企業が集中する東京において、司法としてコーポレートガバナンスについての指針を示す、特別な裁判所ですが、この裁判所がどのような審理をしたかを説明します。二代目の大竹裁判長は、事件の時系列を表にまとめ、被告の認否を求め、また、東電側からの証拠の提出や、刑事裁判の証拠を取り寄せてくれました。これが決定的に重要でした。

加えて、朝倉裁判長の下で、徹底した証拠調べが実施できました。私が考えるに、この証拠調べを始める段階では、裁判所の心証は固まっていなかったと思います。

まず、長期評価については、(長期評価部会メンバーで)気象庁地震火山部長だった濱田信生さん、貞観の津波に関しては、(保安院で耐震バックチェック審査員を務めた)産総研の岡村行信さんが、証言台に立ってくれました。両者とも官側にいた人でありながら、非常に公平な立場から東京電力が取った対応の問題性を指摘してくれました。この証人調べで、津波対策を講ずるべきだったという心証が固まったのだと思います。

その後、裁判所は水密化に基づいて事故が回避できたかという点に、フォーカスしました。東芝の原発技術者だった渡辺敦雄さん(原発全体の設計担当者)と後藤政志さん(格納容器の専門家)を証人採用し、ここでも裁判所は、水密化の工事は実際にはどんな設計になり、どの程度の津波にまで対応できたか、工事にはどれくらいの時間がかかるかに焦点を絞って尋問しました。

その後の被告本人尋問は、朝 10 時から夜 6 時過ぎまで、四回にわたって綿密に行われた。「これほど時間をかけて裁判官自らが尋問することは見たことない」と司法記者たちも驚いていました。

そして、最後の極めつけが現地進行協議でした。証拠調べが一段落した段階で、原発の現場を三次元的に判断するために、現地に行きたいと裁判所は表明しました。すべての証拠調べが終わった 2021 年の 10 月末に、裁判官が一日かけて福島原発の 1 号機から 6 号機まで、水密化の必要な箇所集中

して現場を見ました。しかも現場に行く過程で、帰還困難区域の荒廃した状態も確認し、東電福島の本会議室で、私たちは、福島事故後の惨状を説明する機会を持つことができました。

刑事裁判の全証拠を見たうえで、これだけの徹底した証拠調べをやり、裁判所としては、絶対に自分たちが正しいという確信をもってこの判決は書かれています。

被告ら四名は控訴しました。役員になってから期間が短いとして、請求が棄却された小森元副社長については原告側が控訴し、事件の舞台は東京高裁に移りました。今後とも、東電株代訴訟についても関心をもって見守っていただきたいと思います。

7 6.17 最高裁判決多数意見は明らかな誤判

ここで最高裁判決についても述べてみます。最高裁が長期評価について、津波対策を基礎づける信頼性があるかについてどのように判断するかが注目されていました。ところが判決多数意見はこの最重要論点について何の判断もしていません。

他方で、元大阪高検検事長の三浦守裁判官による少数意見は、長期評価は信頼性があることを詳細に認定し、また、水密化の津波対策をしていれば事故は回避されたと判断しています。株代訴訟の判決とほとんど同内容です。

ここからは私の仮説となりますが、三浦意見の完成度、文体から推測すると、これはほとんどの部分が、最高裁で判決案を出す調査官室の意見ではないかと思うのです。三浦意見のライターは二人います。具体的には、44—47頁、48頁の「多数意見は」で始まる部分などでは、国の責任を否定した多数意見に対する激しい怒りが表明されています。しかし、このくだりがなくても判決としては完成しているのです。

そして、多数意見は、まず津波対策としては防潮堤が基本だと断定しています。菅野裁判官は、「本件事故以前に施設の水密化措置が確実な津波対策になり得るとの専門的知見が存在していたことはいかがわれない」とまで言っています。しかし、これは明らかに誤りです。実際に、水密化は事故前に内外の複数の原発で行われていたことは株主代表訴訟の判決の中で、国内では東海第二原発や浜岡原発の例を挙げて認定されています。東電も過去の津波対策工事で、水密化をしている例があります。ルブレイ工など海外の例も認定されています。つまり、多数意見は完全な誤判となのです。

(参考文献 刑事判決について海渡雄一編『東電刑事裁判 福島原発事故の責任を誰がとるのか』(2020年 彩流社)/株代判決について河合弘之・海渡雄一・木村結『東電役員に13兆円の支払いを命ず』(2022年 旬報社))

第2 事故の直前から直後の時期に何が起きていたのか

1 大津波は想定されていた

事故から12年がたち、記憶の風化が進んだといわれます。しかし、私は、真実が明らかになってないからこそ、風化してしまうのではないかと思います。

いまこそ、2011.3.11の前後に、この国でいったい何が起きていたのか深く掘り下げ、重要な事実を国民の共通認識とすることが、日本の原子力政策、ひいては民主主義の未来にとって、とても大切だと感じています。

産総研の岡村行信氏は耐震バックチェックの審査の中で、2010年の6/7月に公式に869年の貞観の津波の再来に備えるべきだと意見を述べていました。これに対して、東電は2010年に少なくとも

2 回にわたって、岡村氏のもとを訪問し、津波対策を始めるのではなく、津波堆積物調査を福島県でも実施していく方針を説明しました。岡村氏は、東電株代訴訟の証言の中で、次のように証言されています。

東京電力の社員に対して、貞観津波について御意見・助言をされたことはという問いに「東電の酒井氏が、2 回来られて津波堆積物調査をしますという説明に来た。」「最初は私は今更調査してはもう無駄だと、先に対策した方がいいんじゃないですかということをしたと思う。」「2 回目は津波堆積物調査の結果を持ってこられたので、やはりこれでは(福島に津波が)来なかったという証明にはならないでしょうと申し上げた」「産総研で、やった調査を消すことはできないので、それに基づいた津波モデルがある以上、少なくともそれを考慮した対策は必要だとずっと考えていた」と述べている。

2 土木学会も大津波を予測

地震と事故の3か月前、2010年の12月には、東電が津波対策の検討を依頼した土木学会津波評価部会の議論は、福島原発の沖合においても、1898年の明治三陸沖の津波地震ではなく、1677年の延宝房総沖地震の波源を福島沖に移動させた規模の津波地震が起きうるという形で決着を見ました。東京電力は津波対策の先送りを決めた2008年7月の翌月には、このような想定の場合の津波高さの計算を東電設計に発注し、その津波高さが最大13.6メートルとなることを確認していました。土木学会の検討を経ても、10メートル盤を大きく超えることは明らかだったのです。この経過は、東電が津波対策を講じないまま、福島第一原発の運転を続けることは許されないことであることを示していたと思います。

3 長期評価改訂版の驚くべき中味

他方、推本は、2010年4月から日本海溝沿いの海域を含む太平洋沖の領域の長期評価をやり直し、第二版を公表する作業を進めていました。その作業には2002年から8年間の間に進められた福島沿岸の貞観の津波などの津波堆積物の調査が反映され、2011年3月には、推本の長期評価の改訂版がまとめられ、3月9日には公表の予定となっていました。

島崎邦彦氏が書かれた『3.11 大津波の対策を邪魔した男たち』(2023年3月刊 青志社)は、2011年2月から3月にかけて、推本の長期評価の改訂版の公表をめぐる電力会社と政府地震調査委員会の事務局との暗闘などを、生々しく再現しています。なによりも、驚くことは2月に準備されていた原案には、次のように書かれていたことです。

「宮城県中南部から福島県中部にかけての沿岸で、巨大津波による津波堆積物が約四五〇～八〇〇年程度の間隔で堆積しており、そのうちのひとつが八六九年の地震(貞観地震)によるものとして確認された。貞観地震以後の津波堆積物も発見されており、西暦一五〇〇年頃と推定される津波堆積物が貞観地震のものと同様に広い範囲で分布していることが確認された。貞観地震以外の震源域は不明であるものの、八六九年貞観地震から現在まで一〇〇〇年以上、西暦一五〇〇年頃から現在までに約五〇〇年を経ており、巨大津波を伴う地震がいつ発生してもおかしくはない。」(島崎邦彦前掲書 211頁)

4 大地震と大津波が想定外のものでないことが、事故当日に公表されていたなら

この原案が公表されていたら、その後の日本の歴史は大きく変わったことでしょう。想像してみましょう。推本が想定した地震そのものが、その公表の2日後に起きたこととなります。東京電力の無策は直ちに大きな憤激を呼んだに違いありません。

貞観地震だけでなく、西暦 1500 年頃と推定される津波堆積物が発見されていたことも驚きです。そして、地震後のことではありますが、歴史記録としても、1454 年に津波が起きていたことの記録が発見されたのです(保立道久『歴史の中の大地動乱 奈良平安の地震と天皇』2012 年 231-232 頁)。

この長期評価の改訂版が公表されていれば、地震発生時に、宮城や福島の人々が山側に退避する行動を速やかにとり、多くの人命を救えたでしょうし、なによりも、東日本大洋沖の大地震と大津波が「想定外」のものではなく、政府が想定していたにもかかわらず、東電や政府の保安院が無策のまま、起きたことを国民の共通認識にすることができたでしょう。直前すぎて、運転を停止する以外には事故そのものは避けられなかったかもしれませんが、東電と国の責任がうやむやにされることはなかったはずで

5 長期評価改訂版の公表に対する電力会社による執拗な妨害

本来は 2011 年 3 月 9 日に公表される予定だった、この長期評価の改定案が公表されなかったのはなぜでしょうか。それは、電力会社が、対策を求められることを防ぐため、必死に妨害していたためです。

島崎氏の本によると、その妨害工作は 2 月から始まっていたようです。島崎氏は 2018 年 5 月 24 日に実施された刑事裁判における主尋問の最後に、次のように証言しています。3.11 には、「TBS に行って、そこで正に津波の現状を知りました。」「いろんなことを考えましたけれども、結局、我々の貞観地震に対する評価が間に合わなかったわけです。で、本来の予定だったら、3 月に評価をして、順調にいけば、3 月の 9 日ですね、水曜日に評価をして、その晩の 7 時のニュースと、翌日 10 日の朝刊で、東北地方には海岸から 3 キロ、4 キロまでくる津波があるんだという警告が載ったでしょう。そうすれば、その翌日の津波に遭遇した人は、ひょっとして、昨日見た、ああいう津波があったというのを思い出されて、おそらく何人かの方は助かったに違いないと思うわけです。それで、実際には、2 月の後半ですね、2 月の 22 日に保安院と事務局が、我々の知らない間に会っていたんですけれども、その前の 21 日に、23 日に聞かれる海溝分科会の打ち合わせを、事務局としました。その前の 17 日に、事務局の本田係長から僕宛てにメールがあって、3 月に公表予定のこれを 4 月に延期してほしいと言われたんです。それで、県に事前説明するのと、電力会社に事前説明をするということであったので、私は、電力会社というのはちょっとおかしいんじゃないの、公共企業体に連絡をするというんだったら、ほかの、鉄道だとか電話だとか、ほかにもあって、なんで電力なのという疑問。それから、3 月に決定して、4 月に公表するという案があって、それはないです、決定してすぐ公表しないで、その間に何か起きたらどうするんですかと言ったら、事務局は、3 月にはほかにも議題がある」といわれ。「4 月に延期するのはやむを得ないかなと思って、了承したんです。」「なんで 4 月に延期したのかと思って、自分を責めました。ああ、これで一体何人の方が命を救われなくなったのだろうか。これは、確かに私にもその責任の半分はあるんだと思いました。」と述べています。この証言についてジャーナリストの木野龍逸さんは、この証言の際に、島崎氏は「声を詰まらせた。傍聴席には、原発事故による避難者も多数詰めかけていた。しんとした法廷では、鼻をすする音も聞こえた。」と報じています(木野龍逸氏による島崎邦彦氏に対するインタビュー(2018.8.23)より)。このような真摯な思いがあり、島崎氏はこの改訂版の公表の延期された過程を調べて、上記の著書をまとめられたわけです。

2 月 23 日に長期評価部会に提案された事務局による改訂案でも、1500 年頃の津波堆積物が広範に分布していることが確認されたとする部分は残され、「貞観地震以外の震源域は不明であるが、巨大津波を伴う地震が発生する可能性があることに留意する必要がある」と書かれていました。原案より後退していますが、十分インパクトのあるものだったと言えます。

3月3日にも、推本事務局と東電・東北電力・日本原電の間で秘密会が開催されていました。そこでは、さらに 2011 年3月9日に予定されていた公表を、4月に延期し、津波堆積物が原発の近くにまで及んでいることを極力書かせないように、電力会社とすり合わせを継続することをきめていました。

これまで、私たちは、3月7日に東電が保安院に対して、2002年の推本長期評価にもとづいて、15.7メートルの津波高さの計算結果を報告したことを強調してきました。しかし、この話し合いそのものが、長期評価の改訂版に対して、どのように対応するかを東電と保安院の間ですり合わせるため、保安院が東電の担当者呼び出したものだったのです。

結局、推本の事務局と電力会社と保安院は共同して津波対策を妨害し、東北地方の住民に対して、津波対策についての強い警告を行う機会を逸してしまったといえると思います。

6 推本のメンバーが想定していた地震が起きたと述べている中で推本事務局は想定外と公表してしまう

3月11日14時46分に東日本太平洋沖地震が発生します。15時22分頃から、福島第一原発サイトに津波が到達し、全電源が順次喪失していきます。

大地震の発生した当日である3月11日の夜の9時から急遽在京のメンバーだけが参加して開催された臨時の地震調査委員会では、発言者の大半は、公表予定であった推本の改訂版を明らかにし、事前に公表はできなかったものの、推本としては3.11地震を想定していたことを公表すべきと意見を述べていました。たとえば、委員長の阿部氏は、「それは違う。大津波を伴った貞観地震については検討していたのではないか。」と述べています。島崎氏は3月9日に長期評価の改訂版を公表する予定であったことを説明しました。強震動部会の入倉幸次郎氏も、「全然想定していなかったとは言えない」と意見を述べました。

〈委員の佐竹健治氏は、「前回(正しくは二月の地震調査委員会)、貞観の話について岡村委員から意見が出て、明らかに繰り返して、いつ起きてもおかしくないという表現を使うかと言う議論がメールでもあった。そういう議論をして、個人的には今はまさにそれなのではないかという気がしている。少なくともそういう議論があったということに言及するのはどうなのか。〉

これらの意見に対し、文科省科学官(推本の事務局担当)の山岡さんは、次のように強く反対しました。〈後出しジャンケンのように思われるのはよくない。こういう事態で言うことが潔いのかという気がする。議論して一部の委員はこのような津波が発生することを、非常に真撃に危機感を持っておられたことは事実だが、それをこの段階で評価文に書くことは気分的には乗らない〉(島崎前掲書 233-237頁より孫引き)。

推本の事務局の「想定していたという公表は後出しじゃんけんになる」という理屈はまことに珍妙なものでした。しかも、委員の大勢にも副わないものでした。しかし、推本事務局は、この地震は想定外であったと公表することを押し通したのです。この強引な発表は、津波対策を妨害し続けてきた事実を隠ぺいし続けるためのものであったといわざるを得ません。

7 大地震と大津波が発生した時に公表されなかったこと

3月15-16日にかけて、東電が福島第一からほとんどの要員を引き上げ、70名の要員しか残されず、原子炉の管理が放棄され、データの記録すらできなくなっていたことだけは書いておきたいと思います(海渡雄一ほか『朝日新聞「吉田調書報道」は誤報ではない』2015 彩流社)。

この本では、(1)東電テレビ会議の空白を埋める「柏崎刈羽メモ」(2)東電の記者会見資料(15日 8

時 30 分過ぎ)(3)吉田所長から保安院へ送った 3 通の FAX などをもとに、東電本社は東電社員の福島第一から福島第二への「全面撤退」を決めて段取りをし、清水社長から官邸の政治家たちへの根回しまでしたこと、菅首相たちは、全面撤退を明確に認めなかったこと、吉田所長は、なんとか第 1 原発構内で一時待避して、全員復帰を目指す指示を発したことを述べました。

15 日の早朝 6 時 14 分頃に起きた 4 号機の爆発により、なし崩し的に撤退が起き、福島第一に残ったのは 70 名だけになりました。東京電力は自らの過失によって過酷事故を引き起こしながら、一時的とはいえ、事故対応の責任を放棄した事実は何度繰り返しても繰り返すぎではないでしょう。

8 原子カムラは日本国民と世界、さらに政権中枢をもだました

なによりも、罪深いことは、津波対策についてのこのような経過のすべてが、3.11 後も強く秘匿されたということです。

3月9日に予定されていた改訂長期評価のこと、2008 年3月の東電設計が東電に納入した基準津波についての計算結果など、すべてが隠されました。保安院は 3 月 7 日には津波計算結果を受け取っているながら、この事実をこの年の 8 月に読売新聞によってスクープされるまでひた隠しにしました。まさに、事実隠ぺいの共犯者となったのです。

改訂長期評価についても、島崎氏が刑事裁判で証言し、今回の著書で秘密会がもたれて、電力がその公表を最後まで妨害を続けていたことを明らかにするまで、その重要性は理解されていませんでした。

他方で、東京電力の清水正孝社長は 3 月 13 日夜の会見で、福島第 1 原子力発電所事故について「津波が大幅に想定を超えていた」と述べました。しかし、この会見で述べたことは自社の過去の計算結果に反しており、ウソでした。しかし、保安院はウソであることがわかっていながら、これを放置し、自ら東電から受け取っていた計算結果を公表することすらしなかったのです。

9 被ばく影響を過小評価し、住民に危険に曝した

また、この時期には住民の被ばくに関しても、重要なことがいくつも起きています。

- ・スクリーニング基準が大幅引き上げられたこと
- ・初期の被ばくのデータが記録されなかったこと
- ・住民に対して安定ヨウ素剤を投与しなかったこと
- ・Speedi を公表しなかったこと

・当初、避難対象にされなかった浪江町の津島や飯舘村が事故直後に高線量となっていたにもかかわらず、このことが公表されなかったこと

などです(『国会事故調報告書』、榊原 崇仁『福島が沈黙した日 原発事故と甲状腺被ばく』(集英社新書 2021)

他方で、2011 年 3 月 19 日に長崎大学の山下俊一と高村昇が福島県知事によって福島県放射線健康リスク管理アドバイザーに任命されましたが、野池元基氏の福島県に対する情報公開請求により、二名がこの任命を承諾したのは 3 月 16 日であったことが判明しています(青島洋『週刊金曜日』2021年11月26日号より)。広島大の神谷研二氏が委嘱されたのは 2011 年 4 月 1 日のことでした。

そして、2011 年 3 月 19 日には山下俊一は、福島市で放射線量が他市町村より高い数値を記録し、水道水から放射性物質が検出されていることについて、放射性ヨウ素の半減期が 8 日であることや実際に体内に取り込む量が極めて少ないとし 100 ミリシーベルト以下の被ばくは「健康にはまったく心配

ない」と強調しました。3月21日には福島市で、3月22日には川俣町で、3月23日には会津若松市等で同様の講演をしました。

私は飯館村の原発ADRの集団申立の代理人を務めました。飯館村では高線量にもかかわらず、避難が完了するのは7月にずれ込みました。いったん避難したにもかかわらず、山下氏らの講演を聞いた家族から勧められ避難先から戻った住民もいました。

日本国民の多くが、原発事故でにげまどい、米軍や主要マスメディアは80キロ圏への立ち入りを認めていない状況であったにもかかわらず、住民に高線量地域への残留・帰還を促した山下俊一氏と高村昇氏・神谷研二氏らの責任は極めて重大です。

10 系統的に事実が隠されているなかで、真実こそが力となる

岸田政権の下で、異常ともいえる原発回帰の政策転換が急速に進められています。これに対する市民の抵抗は、強いものとなっていません。法案の中身についての理解が市民に浸透していないことも大きいでしょう。

しかし、私は、この事故がなぜ発生したのか、そして事故時に、たくさんの極めて重大な事実が隠されたことが、市民の共通理解となっていないことが、我々の決定的な弱点になっているのだと思います。

真実こそが、人々の怒りに火をつけ、奮い立たせ、脱原発への核心となると思います。

第3 原発GX法案をめぐる闘い

1 民主党政権のもとで、野党の自民党・公明党も合意して決められた緩やかな脱原発政策

原発に対する経済的な優遇策を止めれば、自由経済の中で原子力への投資は減っていき、脱原発が実現すると説く人もいます。しかし、日本のように政官財学マスコミの堅固な「原子力ムラ」が国の支配構造を牛耳っている国では、経済の論理だけで、脱原発を進めることは困難です。脱原発を進めるには何らかの公的な意思決定が必要なのです。

原発事故の約1年半後2012年9月14日、民主党政権は、2030年までの脱原発実現を骨子とする脱原発法案が超党派の国会議員によって国会に提案されている状況のもとで、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とする」との目標を掲げた「革新的エネルギー・環境戦略」を決定し、①原発運転を40年に制限②新增設せず③安全確認を得た原発のみ再稼働—の3原則を明記する閣議決定をしました。経済産業省を含めて、すべての省庁がこの方針に合意して、この方針が示されたのです。安倍政権と菅政権は、少なくとも表向きには、この政策を引き継いできました。ですから、岸田政権の新原子力政策は、福島原発事故被害の教訓を忘却し、原子力政策を根底から転換しようとするものであるといえます。この時期に、東京高裁が福島原発事故を完全に忘れたような東電刑事裁判の判決を下したのは、不吉な暗合と言えます。

2 国民・国会不在で決められたGX実行会議の新原子力政策

2022年12月8日の原子力小委員会で示された「今後の原子力政策の方向性と実現性に向けた行動指針(案)」(以下、「行動指針」)は、12月16日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会です承され、これを受け、12月22日の第5回GX実行会議で方針が採択されました。そして、この政策を実現するためにGX束ね法案が2023年通常国会に提出されています。

岸田政権が定めようとしている政策は、1)原発再稼働の加速、2)原発の運転期間の延長、3)「次世代革新炉」の開発・建設の3点に集約されます。原発の運転期間延長と「次世代革新炉」の開発・建設は、民主党政権はもとより、安倍政権、菅政権においても示されなかった前のめりの原発推進方針であるといえます。原子力政策は3.11前に先祖返りしつつあるのです。

また、この内容は、2021年10月に閣議決定したばかりの「第6次エネルギー基本計画」にも記載が無いもので、自公政権において「原発依存度を出来る限り低減する」としてきた歴代の政府方針を完全に覆したものです。岸田政権は、福島原発事故後、緩やかではあるが、原発利用をやめていこうとしてきた、段階的な脱原子力政策を福島原発事故以前に戻そうとしているのです。

3 原子力基本法の異常な改正

ほとんど報道もされていませんが、今回の改正には「原子力基本法」の大改正がビルトインされています。法案は、目的として「この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的とすること。」と定めています。基本方針においては、「エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする(第二条第三項)としています。しかし、これほど人を愚弄した反省はないでしょう。法案は、「国の責務」として、「原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務」がある(第二条の二第一項関係)と定めています。つまり、この改正案においては国による原子力産業への支援が、徹底的に書き込まれているのです。「再エネ特措法」にも、このような定めはありません。「原子力」だけを特別扱いしているのです。本来、原子力事業者が自らの責任で実施すべき内容を、国が肩代わりし、斜陽の原子力事業者を過度に保護しようとしています。日本国民が原発と心中するしかないような原子力基本法の改正は絶対に認めてはならないと思います。

4 政府が規制委員会と地元自治体を置き去りに再稼働を進めることなど許されない

まず、政府は、柏崎刈羽6・7号機、東海第二原発等を、2024年夏・冬までに再稼働するとしています。しかし、東京電力は、柏崎刈羽原発におけるIDカード不正使用と核物質防護設備の機能喪失に関し、原子力規制委員会から処分を受けています。また東海第二原発は、水戸地裁での差止訴訟判決で、避難計画や防災対策に不備があるとされ、日本原電が敗訴し東京高裁で審理がなされている段階です。多くの周辺自治体が避難計画の策定は困難としている状況が続いています。このように稼働の前提条件に問題を抱え、立地地域でも大きな反対の声がある原発の再稼働を、政府が一方的に決定して実行するようなやり方を許してはなりません。

5 よみがえるか、もんじゅの亡霊・次世代革新炉

さらに、政府は廃炉となったもんじゅの亡霊をよみがえらせるように、ナトリウム冷却の高速炉を「次世代革新炉」として、日米共同で進めようとしています。このような次世代革新炉を含めて、原発の増設についてはGX 実行会議が開催されるまで安倍・菅政権の下においても、政府自身によって否定されてきた方針であることを確認する必要があります。

また、建設中の原発を除いて、原子力発電所の新規建設、建て替え計画を各電力会社は持っていません。これは、原発のコストが高いため自由な電力市場の中で生き残ることができないためです。

6 ロシアとウクライナの戦争は原発への攻撃の危険性を明らかにした

岸田政権は、ロシアのウクライナ侵攻で生じた化石燃料価格高騰や、自然災害・厳気象による電力需給ひっ迫に対して、原発推進が解決策となると主張しています。しかし、見当はずれです。まず、電力需給ひっ迫は、原発とは無関係に起きていることです。2022年3月、6月に発生した国内の電力需給ひっ迫は、前者は地震と厳寒、後者は猛暑によって発生した事象であり、いずれも原発とは無関係です。通常、3月、6月は、比較的需給が緩んでいるため、発電所のメンテナンスや点検が行われてきました。仮に原発が稼働していたとしても、同様の事象が起きたと推測されるのです。このような緊急時の電力需要ひっ迫に対しては、デマンドレスポンスなどの需要対策を充実させることによって回避すべきですし、それは可能です。むしろ、ウクライナで、チェルノブイリ原発やサボリージャ原発が軍事的な攻撃の対象とされたことを忘れてはなりません。安全保障を問題とするのであれば、日本列島に位置する原発群は、通常ミサイルを撃ち込まれただけで、核攻撃を受けたのと同レベルの被害を及ぼすものであることを、岸田政権は全く考慮していません。脱原発の方針を進めることを、安全保障政策の出発点とするべきなのです。

7 老朽原発の延命が図られる –GX 束ね法案の問題点–

岸田政権は、既設原発を設計寿命を超えて延命させようとしています。そのために、原子炉等規制法やその他法律を改正し、原子炉の運転期間(法定運転期間)を経済産業省の判断で延長できるようにしようとしています。

福島原発事故後の原子炉等規制法の改正(2012年)は、当時野党であった自民党、公明党が法案策定に加わり、議員立法で成立したものです。当時の国会審議にあるように、原発の運転期間を40年(例外的に1回に限り最長20年の延長ができる)と定めたのは、老朽原子炉の安全性に疑問があり、原子力発電所の安全確保を目的としたものです。

ところで、岸田政権が2023年2月28日に閣議決定した、この束ね法案は、正式名称を「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」と呼びます。果たして、どれだけの人が、この名称から原発の60年超の運転が可能となることや、運転期間延長の規制権限を経済産業省へ移す、という福島原発事故の最大の教訓の一つである「規制と推進の分離」の解消(福島事故前への逆戻り)となることが想像できるでしょうか。ごまかしに近い印象操作とも批判されかねない名称であるといえます。

8 原則40年、例外20年の運転制限が設けられた際の国会答弁

福島原発事故前には運転期間について制限はありませんでした。それを2012年に原子炉の運転を原則40年、例外として1回に限り最長20年の延長を認める原子炉等規制法の改正がされた際の国会での答弁では、明らかに原発の運転は40年に制限し、例外的に延長する場合には、厳格にチェックする、ということが想定されていました。当時の(野田佳彦・内閣総理大臣は、次のように答弁しています。「一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大する。発電用原子炉について運転期間に制限を設けるに当たっては、原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである。」

また、田中俊一・原子力規制委員会 委員長も、「事業者には安全規制や指針に基づく要件の実施を厳格に求め、要件が達成できない場合には原子力発電所の運転は認めないこととすべきと思います。例えば、四十年運転制限です。四十年運転制限は、古い原子力発電所の安全性を確保するために必要な制度だと思います。法律の趣旨を考えると、四十年を超えた原発は、厳格にチェックし、要件を満たさなければ運転させないという姿勢で臨むべきです。」と述べていました。

また、現在(束ね法案による改正前)の運転期間を40年間とし例外的に最長20年の延長を認める制度は、当時の内閣府の資料によれば、経年劣化による不確実性の大きいリスクを低減するために設けられた規定であり、運転停止期間中の劣化をも考慮して一律に使用前検査の合格日からの期間とされていました。この「運転停止期間中の劣化をも考慮して一律に」というのは、運転中だけでなく、停止中であっても劣化することから、安全性を第一に考えたものといえます。まさに、先の国会答弁にもあるように、現在の法律は、福島原発事故を踏まえて、原発の安全性を高めるために導入された安全基準といえるのです。

9 原子力規制の政府からの独立が侵されようとしている

国会答弁でも述べられていたように、法定運転期間は安全性に関する規制であり、原子力規制を担当する原子力規制委員会のもとで科学的、技術的観点から安全性を最優先に、厳密に運用されなければなりません。停止期間を運転延長期間に上乗せしたり、法定運転期間延長の判断を経済産業大臣が行うことは、制度が設けられた趣旨に反しています。原子力規制を政府から独立させ、規制と推進を分離することは、福島原発事故後の原子力規制の基本だったはずですが。

岸田政権の進める老朽原発の延命をはじめとする政策の大転換は、原発の危険性を増すだけでなく、政府から独立した原子力規制を骨抜きにし、原子力規制のあり方を 3.11 前に引き戻しものです。この光景は、私たちが 3.11 前に見ていたものと同じ光景です。次なる重大事故をもたらす要因となりうるものといえ、断じて許すことはできません。

10 経産大臣が運転期間延長の判断をすることの問題

今回の束ね法案では、40年を超える運転期間の延長に関する規制を、原子力規制委員会の所管する原子炉等規制法から削除し、経済産業省が所管する電気事業法へと変更する内容を含みます。そして、40年を超えて運転しようとする際には、経済産業大臣の認可を受ける必要があるとしています。認可を誰がするのかという点の変更も重要な変更といえますが、同じくらい大きな問題として、運転延長の判断要素に、「脱炭素社会の実現」や「電気の安定供給を確保すること」に資すると認められること、という点が盛り込まれていることです。これは、安全面とは関係のない、非常に恣意的な判断が可能となる判断要素といえます。また、後述する、新たな制度(10年毎の「長期施設管理計画」)の申請に対して、

「不許可の処分がされていないこと」も経産大臣による運転延長を認可する際の要件となっていますが、「許可の処分」がされていることが要件とされていないことにも注意が必要です。つまり、今回の法律改正により、20年の運転延長を認めるかどうか判断は、まず、「脱炭素社会の実現」や「電気の安定供給を確保」という観点から20年あるいはそれ以上の運転延長ができるという枠が、先に決められ、その後、原子力規制委員会の判断する新たな制度(10年毎の「長期施設管理計画」)による審査が行われることとなります。もっとも、政府は、この新たな制度によって「高経年化した原子炉に対する規制の厳格化」をするとしていますが、厳格化されるかどうかは、大いに疑問です。

第4 こども甲状腺がん裁判の現段階

—すずめの勇気と 3.11 甲状腺ガン訴訟の原告たちの勇気に通底するもの—

1 災害当事者が立ち上がることの意味

2022年1月27日に福島原発事故発生時に福島で暮らしていた6人の若者たち(現在は7名)が、自分たちがり患した甲状腺がんは福島原発事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくと因果関係があることを確認し、原子力損害として損害賠償を求めるために東京電力に対して損害賠償訴訟を提起しました。

私は、「すずめの戸締り」を手に汗を握りながら見ている間、ずっと私が弁護を担当している 3.11 甲状腺ガン裁判の原告の若者たちのことを考えていました。

陽菜は12年前の震災と津波によって、かけがえのない母親を喪った災害当事者です。3.11 甲状腺ガン裁判の原告の若者たちも、福島で、この震災と原発事故に遭い、この12年間の間に、甲状腺ガンの診断を受けました。のどに麻酔なしで針を突き刺す穿刺細胞診を受け、甲状腺ガンの診断を受け、甲状腺を摘出手術し、中には、再手術、転移、放射線治療へと進んだ原告も何人かいます。

昨年5月の第1回の口頭弁論で、意見陳述した原告2番の女性は15分に及んだ意見陳述を次のことばで締めくくりました。

「この入院(再発後の放射線治療のことを指しています)は、私にとってあまりにも過酷な治療でした。二度と受けたくありません。そんな辛い思いをしたのに、治療はうまくいきませんでした。治療効果が出なかったことは、とても辛く、その時間が無駄になってしまったとも感じました。以前は、治るために治療を頑張ろうと思っていましたが、今は「少しでも病気が進行しなければいいな」と思うようになりました。

病気になってから、将来の夢よりも、治療を最優先してきました。治療で大学も、将来の仕事につなげようとしていた勉強も、楽しみにしていたコンサートも行けなくなり、全部諦めてしまいました。でも、本当は大学を辞めたくなかった。卒業したかった。大学を卒業して、自分の得意な分野で就職して働いてみたかった。新卒で「就活」を試みたかった。友達と「就活どうだった?」とか、たわいもない会話をしたりして、大学生活を送ってみたいかった。今では、それは叶わぬ夢になってしまいましたが、どうしても諦めきれません。

一緒に中学や高校を卒業した友達は、もう大学を卒業し、就職をして、安定した生活を送っています。そんな友達をどうしても羨望の眼差しでみてしまう。

友達を妬んだりしたくないのに、そういう感情が生まれてしまうのが辛い。病院に行っても、同じ年代の医大生とすれ違うのがつらい。同じ年代なのに、私も大学生だったはずなのにと感じてしまう。通院のたび、腫瘍マーカーの「数値が上がってないといいな」と思いながら病院に行きます。でも最近では毎回、数値が上がっているの、「何が悪かったのか」「なぜ上がったのか」とやるせない気持ちになります。

体調もどんどん悪くなっていて、肩こり、手足が痺れやすい、腰痛があり、すぐ疲れてしまいます。薬が多いせいか、動悸や一瞬、息がつまったような感覚に襲われることもあります。また、手術をした首の前辺りがつりやすくなり、つると痛みが治まるまでじっと耐えなくてはなりません。自分が病気のせいで、家族にどれだけ心配や迷惑をかけてきたかと思うととても申しわけない気持ちです。もう自分のせいで家族に悲しい思いはさせたくありません。もとの身体に戻りたい。そう、どんなに願っても、もう戻ることはできません。この裁判を通じて、甲状腺がん患者に対する補償が実現することを願います。」

2 3.11 甲状腺ガン裁判の原告の若者たちの勇気を全力で支えよう

3.11 甲状腺ガン裁判の原告の若者たちは、かけがえのない健康を奪われました。しかし、無力な災害被害者であることをやめ、自らが主体となって裁判に立ち上がり、同じ境遇の者たちと励まし合って、同じ運命の中で傷ついている多くの仲間たちを救うためにこの裁判を提起したのです。

この尊い勇気は、すずめの示した勇気に決して引けを取るものではありません。私たち大人は、かれらの勇気に応え、この裁判を支援し、彼らが未来を切り開いて行くことを全力で支えたいと切に思いました。

3 住民の健康被害を訴える最初の事件

この裁判は住民の健康被害を東電に訴える最初の事件です。これまで健康被害とりわけ小児甲状腺がんの被害に係る集団訴訟は、全く提起されませんでした。このような声をあげる行為自体が「福島の復興の妨げになる」、「風評加害である」といった不当な圧力が加えられ、被害者とその家族は孤立させられてきたのです。

4 過剰診断ではない

子ども甲状腺がんは、もともと稀にしか発生しない疾患であり、1年に100万人に1-2人しか発症見込みしかないと言われていました。それが、子ども人口が40万人足らずであった福島だけで10年間で293人も発症していることは明らかに異常な多発です。これに対して、甲状腺がんは治療しなくてもよいガンを過剰診断によってみつけ、過剰診療しているのだ、福島で多発しているように見える甲状腺がんは見つけなくてもよいガンを見つけてきたのだと主張する人々がいます。

しかし、甲状腺がんは決して軽い病気ではありません。原告らに対する診療は過剰診断ではありません。むしろ、福島以外の地域で見つかっている小児甲状腺がんは検診が行われていないために重症化している例が多いことが、311 子ども甲状腺がん基金の報告にも示されています。確定診断のための穿刺細胞診は太い針を麻酔なしに首に差し込む、とても痛い検査です。原告6人のうち、4人が手術後に再発し、甲状腺の全摘手術を受け、生涯ホルモン剤を飲み続けなければなりません。3人は既に放射線治療まで受け、一人は間もなく受ける予定です。放射線治療は窓のない個室に、家族とも切り離されて孤独に過ごす恐怖の中で行われています。中には転移している原告までいます。まさに、小児甲状腺がんは生命にかかわる病気なのです。原告の青年たちに「過剰診断」「過剰診療」などと決めつけることは絶対に許されません。

5 裁判の争点と重要な証拠(本項目は、私も一員を務める弁護士団事務局長の北村賢二郎弁護士が書いたものです。)

被害の実相は、いかに原告の方たちを救済すべきかという救済の必要性を伝えるものです。一方で、

損害賠償請求という法的主張が認められるためには、法的に争いになる点について、客観的な証拠をもって証明していかなければなりません。

そのための原告側の主張の大枠は、

- ①小児甲状腺がんは年間 100 万人に 1～2 人しか発生しない
- ②福島県では、事故後38万人の子どもから、300名以上の小児甲状腺がんが発生
- ③小児甲状腺がん発症の第一の原因は被ばくである。
- ④原告らは相当程度の被ばくをした

以上のことから、原告らの小児甲状腺がん発症が被ばくである。被ばく以外の原因であるなら被告東電の側が証明するべきである、というものです。

この主張のなかで今、特に激しく争われている点は、③と④に関連する「原発事故による原告らの被ばくがどの程度のものだったのか」と「被ばくと原告らの甲状腺がんの因果関係があるのかどうか(被ばくが原因で甲状腺がんになったのかどうか)」の2つです。

まず、「原発事故による原告らの被ばくがどの程度のものだったのか」という点についてです。東京電力は、国連科学委員会(UNSCEAR)が算出した推計結果に基づいて、原告らの甲状腺等価線量は、それぞれ10mSv以下であると主張しています。しかし、UNSCEAR による被ばく推計量は、参照すべき重要なデータを無視しており、その結果は到底信用することができません。

この重要なデータというのは、福島市紅葉山のモニタリングポストで得られた大気中に放出された放射性物質の実測データです。私たち弁護団は、福島県を含めた広範囲の地域を汚染した2011年3月15日の放射性プルームについて、この実測データに関する論文をもとに専門家の協力をえて独自の試算結果を得ました。そして、当時、福島市に居住していた 1 歳児は、放射性プルームが通過した3月15日夕方から3月16日早朝までの間に、呼吸で大気中の放射性ヨウ素131を取り込むことによる内部被ばくだけで、甲状腺等価線量約60mSV の被ばくをしたことが分かりました。非常に控えめに算出したにも関わらず、東京電力が根拠にするUNSCEARの推計量の約6倍もの被ばくがあったことを示すものです。国連科学委員会の報告書と聞くと、それだけで、その報告内容が正しいかと思いきや、そうなんです。しかし、この報告書は極めて重要な実測データを使わず、シミュレーションで被ばく量を推計していました。しかも、その推計結果は実測データと大きく乖離していたのです。

次に「被ばくと原告らの甲状腺がんの因果関係があるのかどうか(被ばくが原因で甲状腺がんになったのかどうか)」という点についてです。

因果関係というのは、ある行為が原因で、ある結果が生じた、「あれがなければ、これがなかった」という関係のことです。甲状腺がん裁判にあてはめると、原発事故による放射性物質(放射性ヨウ素)が原因で、甲状腺がんになったという結果が生じたという関係のことです。しかし、因果関係は、「関係」という目に見えないものです。弁護団は、この目に見えない因果関係が「ある」ということを法的に証明する手法の一つとして疫学的手法を用いています。有害物質によって集団的な健康被害が発生した過去の公害訴訟でも疫学という科学的な手法を用いて、因果関係が認められてきました。

この疫学的手法が有効なのは目に見えない「因果関係」を目に見える「原因確率」という数値にすることができるところです。そして、私たちは、専門家に依頼して原告たちの甲状腺がんについて、放射能が原因かどうかを示す原因確率を算出しました。結果は、原因確率 94.9%から 99.3%という極めて高い数値が出ました。

過去に、因果関係が肯定され被害救済がなされている公害事例や職業病事例等の原因確率は 50%から 67%、高くても 75%程度でした。311 甲状腺がん裁判と同じく放射線被ばくに起因する健康障

害に関する原爆症では原因確率が10%以上でも、これを根拠に因果関係が肯定されたケースがありました。小児甲状腺がんは非常に稀な疾患ですから、他の事例と比べても高い原因確率が得られたものと考えられます。

この疫学を用いた原因確率を見ても、原告たちの甲状腺がんの発症原因は、原発事故による放射線被ばくであることは明らかです。

7 恒久的な救済制度の確立を求めて

この裁判は7人の原告の救済のために提起したものです。彼らが、安心して療養を続け、人生を切り開いていくことができるように、事故を起こした東電の責任を明らかにします。

しかし、おなじように甲状腺がんに苦しむ福島県内だけで合計293人の仲間たち、さらには、福島事故の被害に遭い、健康被害の不安を抱えているすべての人々のために提起されたものです。

この訴訟の提起と同時に私たちはクラウドファンディングを立ち上げました。原告たちと支援ネットワークの呼びかけに答えて、3月11日までに1700万円を超える寄付が集まりました。この訴訟は、原告、弁護団だけでなく、原発被害に心を寄せる多くの専門家、多くの市民の共同の力によってはじめて勝つことができると信じています。

私たち弁護団は、この裁判に必ず勝訴し、甲状腺がんと事故の司法上の因果関係を明らかにします。そのことを梃子として、私たちは、原告だけでなく、同じ立場の健康被害を受けた住民に対して、国会と政府に対して、原爆被害救済制度に匹敵する医療と生活の補償制度を作ることを求め、これを実現したいと思います。

第5 汚染処理水の海洋放出をするな

1 汚染水と汚染処理水の定義

汚染水は、事故で溶け落ちた核燃料を冷やすために水を入れたり、原子炉建屋に流入する地下水などが流れ込んだりすることで、一日130トンのペースで増加しています。東京電力は、これらの汚染水を多核種除去設備 ALPS などの専用の浄化設備にかけ、放射性物質のトリチウムを含む「処理水」にしているとし、現在、福島第一原発敷地内にある1000基余の大型タンクで保管されています。2023年の夏から秋ごろにはタンクが満杯になる見通しだとされ、政府は基準を下回る濃度に薄めるなどして2023年夏には、これらの「汚染処理水」を海に放出を始める方針を決めています。

そもそも汚染水は、福島第一原発事故に由来するものであり、放射性物質を拡散させた責任を負うべきは東京電力と国です。

2 海洋放出が認められない根拠

これは、私たちのいのちの源である海に放射性物質を拡散する措置です。この放出によって、福島をはじめとする太平洋沿岸の漁業、水産物加工業、水産物関連の飲食業は、壊滅的な打撃を受けることになることは間違いありません。漁業者は漁協だけでなく、個人一人ひとりが漁業権を保有しています。漁業者、水産加工業、海産物関連の飲食業に従事する者らをはじめとして、地域全体と地域住民の生業の回復を困難にし、その生存権をも侵害することとなります。

これだけ多くの汚染水が発生したのは、汚染水の拡大を防止するための有効な対策・遮水壁の設置が早期に実施されなかった、建屋内への地下水の流入を阻止する措置が講じられなかったためである。汚染水を大量に発生させたことそのものが、東電と日本政府の責任です。

全世界の海がつながっており、世界の人間、生物の共通の生存のよりどころです。このように公共のもの(common)である海に汚染処理水を放出し、再度環境に影響を与えることなど許されるはずがありません。にもかかわらず、最も費用がかからないとされる海洋放出を現実的な選択肢とし、これを強行しようとするのは、原発事故への真摯な反省を欠くものです。

また、汚染水の海洋放出に関しては、ALPS(多核種除去設備)で除去しきれずに残るとされるトリチウムの話ばかりが取り上げられます。しかし、そもそもALPS(多核種除去設備)処理した水にはトリチウム以外の核種が含まれていることも明らかになっています。政府が「処理水」とする水は、取り除かれるべきもののすべてが取り除かれているわけではなく、そもそも国の汚染基準を満たしていない汚染水です。この汚染水を40倍に薄めるから、定められた基準を下回るとして環境に放出することは、どのような毒物も薄めさえすれば、環境中に放出して良いとする考えに基づくものであり、暴挙そのものです。

3 海洋環境の保全の枠組と環境汚染に関する予防原則・環境基本法4条違反

(1) 国連海洋法条約(United Nations Convention on the Law of the Sea)

日本は、1996年批准している国連海洋法条約は法的拘束力があり、わが国が遵守する義務を負っています。また、この条約については、その実施のための機関として「国連海洋法裁判所」が設立されています。・国連海洋法条約は、まず、「いずれの国も、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとるものとし、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する。」と定めている(第194条第1項)。また、「この部の規定によりとる措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を取り扱う。この措置には、特に、次のことのできる限り最小にするための措置を含める。(a)毒性の又は有害な物質(特に難分解性のもの)の陸上の発生源からの放出、大気からの、若しくは大気を通ずる放出または投棄による放出」(第194条第3項(a)さらに、「いずれの国も、国際的に合意される規則および基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源(河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む)からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する。」(第207条第1項)「いずれの国も、1に規定する汚染に防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。」(同第2項)

このように条約は、加盟国に汚染物質の放出を最小限のものにすることを求めており、海洋放出以外の選択肢があるなら、このような選択肢を開発し、実施することを強く求めています。

(2) 1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」

1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」第15原則は、法的拘束力のない宣言ではあるものの、「予防」に関しての考え方を比較的具体的に示しており、これが現在国際的に最も広く合意されている「予防」に関する考え方となっている。そこでは、1)「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合」においては、2)「完全な科学的確実性の欠如」が、3)「費用対効果の大きな対策」を4)「延期する理由として使われてはならない。」とされています。

(3) 環境基本法第4条

環境基本法においては、直接「予防」に言及した記述はありませんが、第4条において、「環境の保全は、(中略)科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければ

ならない。」と規定されている。この規定について、環境基本法の解説(2002年、ぎょうせい編)において「なお、これは、規制等の施策の策定に際して従来以上に科学的な根拠を要求する等の制約を付するものではなく、深刻な、あるいは、不可逆的な環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合には、科学的確実性が不完全であることが、環境の保全上の支障の防止のための措置を延期する理由とされるべきでないことはいうまでもない。」と記述されています。つまり、環境基本法は予防原則の考え方を導入しているのであり、同法は原子力規制をも規律する基本法です。

(5) 廃棄物の海洋投棄に関するロンドン条約・議定書

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)の1996年の議定書は、締約国の一般的義務として、「予防的取組方法を適用し、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがある場合には、投入及びその影響との因果関係を証明する決定的な証拠があるか否かを問わず、この考え方にしたがって適切な防止措置をとる。」旨を規定しています。

このように、汚染処理水がもたらす環境汚染の被害が事前に確実に予測できないとしても、事故により、大量の放射性物質を原発事故によって放出したうえ、これに付け加えて、他に回避手段があるにもかかわらず、海洋放出するようやり方が、予防原則に反していることは明らかであり、このような措置は、環境基本法4条などに違反しているといわなければなりません。

4 汚染処理水の放出は東電自らが原告を含む関係者に行った約束に反する

2011年4月、東京電力は汚染水1万トンを「緊急時のやむをえない措置」として放出しました。この時、漁業者との協議はなく、全漁連は東電に対して強く抗議しました。2013年には、原発構内の高濃度の汚染水が流出し続けていることを、東電は後から発表しました。このため、2015年、福島県漁連が地下水バイパスやサブドレンの水を海洋放出することを了承せざるを得なかったとき、タンクにためられているALPS処理汚染水に関しては、東電は福島県漁連に対して、「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」と約束したのです。

この約束は、事故を起こし、繰り返し汚染物質を海に垂れ流してきた、東京電力が、「もうしません」と、謝罪の上で福島県漁連と約束した、大変重い意味を有する約束です。

そして、ここに記載されている「関係者」には、福島県漁連だけでなく、少なくとも海の環境、海産物の安全性と深い関係を有する漁業者はもとより、それだけでなく、海産物加工業者や海産物を中心とする小売販売業や料理店なども含まれます。そして、この約束は、これらの「関係者」との関係では第三者のためにする契約としての効力を有するものです。それにもかかわらず、東京電力が汚染処理水を海洋放出するとなれば、この約束を反故にすることとなります。

5 より環境に負荷をかけない代替策を採用すべき義務が、汚染源である東京電力と、事故責任を負う国には課せられている

汚染水については、まず汚染水のこれ以上の発生を食い止める抜本的な措置を取ることが強く求められる。また、すでに発生している汚染水については、長期陸上保管を行い、その間に、除去装置では除去できていない放射性物質を取り除くための技術を開発し、適用すべきです。

汚染水については、まず汚染水のこれ以上の発生を食い止める遮水壁の建造など、抜本的な措置を取ることが強く求められる。また、すでに発生している汚染水については、長期陸上保管を行い、放射

能の減衰を待ち、更にその間に、除去装置では除去できていない放射性物質を取り除くためのさらなる技術を開発し、適用するべきです。

6 国際社会の強い反対を押し切って、海洋放出を強行することは日本の国益を大きく損なうこととなる

日本政府による汚染処理水の放出は国際社会から支持されていません。2023年G7サミットにおいて、汚染処理水の放出について各国の賛同を得ようとしたのですが、ドイツ政府などが反対し、声明には盛り込まれませんでした。

これに先立ち、2023年1月31日国連人権理事会の作業部会において、日本の人権状況についての普遍的定期審査が実施されました。この審査の場で、汚染処理水の海洋放出については、多くの国連加盟国から、中止、延期を求める意見が相次いだのです。

包括的な環境影響評価を含む国連海洋法条約を順守すること(158.171サモア)、太平洋諸島フォーラムの独立した評価により許容されるまで(158.172マーシャル諸島)、あるいは同フォーラムとの対話の継続(158.173 フィジー)や求め、また、科学的に検証可能なデータを公開させ、全ての関係諸国がこの問題を検射するまで(東チモール)停止するよう勧告が出されている。その他にも安全性に対する納得のいく科学的証拠の提供なしに放出をしないとの勧告(158.177パヌアツ)や全てのデータの開示(158.174フィジー)や人間や生態系を保護するために海洋放出に代替する措置の開発及び実施を求める(158.179マーシャル諸島)勧告も出されている。

これらの勧告は、予防原則の立場に立てば、当然の要求であり、これらの要求に真摯に対応することなく、海洋放出を強行することは、原発事故を引き起こし、太平洋を中心に取り返しのつかない海洋汚染を引き起こした事故当事国の政策として、極めて異常で、挑戦的なものであり、これらの国々をはじめとする、世界各国の信頼を決定的に失う可能性があります。

7 海洋モニタリングによって安全性を確認することはできない

国と東京電力は、排出後も、海洋を継続的にモニタリングして、汚染レベルが上昇していないかどうかをチェックするとしています。しかし、もともと、福島原発事故由来の放射性物質の大半は太平洋に放出され、すでに環境を汚染してしまっていることを忘れてはなりません。福島原発事故起源で、大規模な汚染をもたらした、この汚染そのものが、生態系に与える影響そのものが未知数なのです。そのうえで、汚染処理水の排出後のデータを計測し、モニターして、既存の汚染値があまり増加していないことが確認されたとしても、安全が確認されたこととなりません。

第6 結論

- ・福島原発事故の被害を忘れるな
- ・福島原発事故が東電と国の過失によって起きたことを忘れるな
- ・原子力ムラが事故時に決定的な事実を隠ぺいしたことを忘れるな
- ・原発GX法案は福島原発事故を忘却した愚かな政策であり、これに賛成するものは次の原発事故を招き寄せた責任を負う
- ・事故の最も深刻な被害者であることも甲状腺ガンに罹患した若者たちと共に闘おう
- ・原発汚染処理水を海に放出するな